令和７年度和歌山県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

１　目的

　　和歌山県が有する県営住宅の家賃、共益費及び県営住宅の共同施設として整備された駐車場の使用料に係る債権のうち、県営住宅を退去した者が滞納しているもの（以下「滞納家賃等」という。）について、その回収業務を債権回収のノウハウがある事業者に委託することにより、県営住宅の入居者負担の公平性を確保するとともに、効果的かつ効率的に滞納家賃等を回収・整理し、収納率の向上を図ることを目的とする。

２　プロポーザルの概要

（１）業務名

令和７年度和歌山県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託

（２）業務内容

和歌山県営住宅を退去した者及びその連帯保証人に対する滞納家賃等の回収業務

詳細については、「和歌山県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託仕様書」のとおり

（３）委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

※なお、本事業は、和歌山県議会令和７年２月定例会において、本事業に係る令和７年度予算

案が議決されなかった場合は中止、延期又は変更する場合があります。

３　応募資格

　　以下の各号の全ての要件を満たす者とします。

（１）次のいずれかの要件を満たしていること。

①弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第４条に規定する弁護士、又は同法第３０条の２に規

定する弁護士法人であること。

②債権管理回収業に関する特別措置法（ 平成10 年法律第126号）第2条第3項に規定する債権回収会社であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の４第１項の規定に該当する者ではないこと。

（３）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により、競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による手続きを行っている者でないこと。

（５）国税及び都道府県税の滞納がない者であること。

（６）債権回収業務の受託実績を有する者であること。

（７）暴力団又は暴力団員の統制下にある者ではないこと。

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 日　　　程 |
| 質問受付 | 令和７年３月４日(火)まで |
| 質問への回答 | 令和７年３月６日(木)まで（随時） |
| 応募表明受付 | 令和７年３月７日(金)まで |
| 企画提案書類受付 | 令和７年３月１３日(木)まで |
| プロポーザル選定委員会 | 令和７年３月下旬（予定） |
| 選定結果の通知 | 選定委員会の翌日以降速やかに行います。 |

５　プロポーザルへの応募表明

　　本プロポーザルへ応募する場合、応募表明書（様式第１号）を提出してください。

（１）提出方法　　持参又は郵送

（２）提出期限　　令和７年３月７日（金）　午後５時まで（必着）

（３）提出場所　　和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課

　　　　　　　【郵送の場合】　〒640-8585和歌山市小松原通１－１

※お手数ですが、建築住宅課あて電話で受領確認を行ってください。

【持参の場合】　和歌山市湊通丁北１－２－１　県庁南別館10階

６　質問

質問事項等がある場合、質問書（様式第２号）を提出してください。ただし、口頭による質問は受け付けません。また、お手数ですが、送信した旨建築住宅課あて電話でご連絡ください。

（１）提出方法　　ＦＡＸ（073）428-2038又は電子メール(takahashi\_y0009@pref.wakayama.lg.jp)

（２）提出期限　　令和７年３月４日（火）　午後５時まで（必着）

（３）回答方法　　質問をとりまとめの上、令和７年３月７日（金）までに建築住宅課のホームページ内に掲載します。

７　企画提案書類等の提出

（１）提出書類

　①企画提案書（様式第３号）

　②応募者（会社）概要

　　　　③弁護士の資格を有すること又は債権回収会社の許可を受けていることを証明する書類の写し

　④弁護士法人及び債権回収会社にあっては、履歴事項全部証明書の写し

　⑤決算状況がわかる書類（直近の会計年度から3年分）

（２）提出部数　　６部（1部を正本とし、５部は複写で可）

（３）提出方法　　持参又は郵送

（４）提出場所　　和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課

　　　　　　　【郵送の場合】　〒640-8585　和歌山市小松原通１－１

　　　　　　　　※お手数ですが、建築住宅課あて電話で受領確認を行ってください。

　　　　　　　　 【持参の場合】　和歌山市湊通丁北１－２－１　県庁南別館10階

（５）提出期間　　令和７年３月１３日（木）　午後５時まで（必着）

８　委託候補者の選定及び評価の方法

（１）選定方法

和歌山県県土整備部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「選定委員会」とい

う。）において選定を行います。

なお、今回プレゼンテーションは実施せず、書面審査（提案内容に対する質疑があればメールで実施）により評価を行い、企画提案の内容、業務実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定します。

（２）評価項目

評価は、次の項目について行います。

①業務実施方針

　　　　　ア　基本的な取組方針

　　　　　　・住宅セーフティネットである県営住宅の特性を理解した上での取組方針

　　　　②業務実施方法

　 ア　催告業務

　　 ・催告の方法、回数、記録等

　　 ・納付指導や納付相談の方法、記録等

　 イ　収納業務

　　 ・回収金の収納、管理の方法

　 ウ　調査業務

　　 ・居所不明者、相続人等の所在調査

　　 ・調査後の催告方法

　 エ　報告業務

　　 ・県への報告（定期報告・随時報告）の方法、頻度、内容等

オ　業務の特色

　　 ・業務の効率化や回収率向上を図るための特筆すべきノウハウ、工夫等

③組織・実施体制

　 ア　業務執行体制

　　 ・管理責任者及び配置人員等

　 イ　回収の流れ

　　 ・業務フロー

・業務スケジュール

ウ　コンプライアンス体制及びクレーム処理体制

　　 ・法令遵守への取組

　　 ・債務者とのトラブル等クレームの処理方法等

④個人情報保護に対する考え方

　　 ・個人情報保護の基本的な考え方、取組

　　 ・規程等の整備やプライバシーマーク等の取得の有無

⑤取引の状況

　　 ・地方公共団体等の債権回収業務の受託実績

⑥委託業務費用

　　 ・成功報酬率

（３）選定委員会

　　　日程：令和７年３月下旬（予定）

（４） 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に対して書面で通知するとともに、建築住宅課のホームページ内に掲載します。

（５） 選定後の取扱い

選定された委託候補者と契約交渉を行います。ただし、委託候補者が契約を締結しない場合は、評価が次点の者と契約交渉を行います。

（６） 応募者が１者の場合の取扱い

応募者が１者であった場合は、書面審査（企画提案書）の結果、基準点を満たすときは、当該応募者を委託候補者とします。

基準点に満たないときは、書面で応募者にその旨通知します。

９　応募に際しての留意事項

（１）失格又は無効

　　　以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

　　　①提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合

　　　②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

　　　③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

　　　④募集要領に違反すると認められる場合

（２）提出書類変更の禁止

　　　　提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（誤字脱字等の軽微なも

のを除く。）。

（３）返却等

　　　提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（４）費用負担

　　　提出書類の作成等プロポーザル応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

（５）書類作成において使用する言語及び通貨

　　　日本語及び日本国通貨とします。

（６）その他

　　　企画提案書類の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。

１０　その他留意事項

（１）業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

（２）個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止並びにその他個人情報の保護に努めてください。

（３）守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

（４）災害などにより不測の事態が生じた場合は、本プロポーザルに関する手続きを延期することがあります。

１１　担当及び問合せ先

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課（担当者：髙橋）

〒640-8585　和歌山県和歌山市小松原通１－１

電　話（073）441-3210

ＦＡＸ（073）428-2038

電子メール　takahashi\_y0009@pref.wakayama.lg.jp